

# 横浜の陪審裁判について

Jury Trials in Yokohama (1928-1937)

北井 辰弥

桐蔭横浜大学法学部

2005 年 9 月 15 日 受理

## はじめに

桐蔭学園のメモリアル・アカデミウムには横浜地裁の旧陪審法廷が移築復元されています。この法廷は B・C 級戦犯が裁かれたことで有名ですが、法廷自体は、1929（昭和 4）年に陪審裁判のために建築されたものです。本日は、そこで行なわれていた裁判についてお話ししたいと思います。

とはいっても、私は陪審制度の専門家ではありません。大学法学部の広報担当として、桐蔭高校や他校の生徒さんを陪審法廷に案内する機会が多くなりまして、それで少し調べてみたというわけです。本学園には、日本法制史を専門とする学者もいますし、移築前の特号法廷で実際に裁判をなさった元裁判官もいます。私にできることは、当時の新聞記事を紹介することぐらいです。

横浜については「陪審公判始末簿」の所在が不明で、手がかりは司法省刑事統計年報ぐらいですが、通算すると有罪 23 件、無罪 10 件、そして更新 3 件の合計 36 件の陪審事件があったとされています。総件数は、東京の 61 件に次いで全国 2 位、無罪の件数は東京

と同数で全国 1 位です。これらを古い新聞記事で特定することを試みたわけですが、すべてを突き止めるにはいたりませんでした。不完全な調査に基づいてお話しをするのもお恥ずかしいかぎりですが、神奈川・横浜の陪審裁判の全体像をなんとかお伝えできればと思います。

## 陪審裁判とは

まず、陪審裁判とはどのようなものかご存知でしょうか。アメリカ映画などでもお馴染みかと思いますが、大雑把にいと、一般から選ばれた 12 人の市民によって、被告人が有罪 guilty か、有罪ではない not guilty かを評決するという裁判です。陪審員を英語では juror といいますが、これは宣誓した者という意味です。11 世紀にノルマン人がイングランドを征服しましたが、新しい国王が近隣の 12 人に真実の証言を誓わせて裁判をさせたことが陪審のおこりです。フランクの糾問方法をノルマン人がイングランドに持ち込んだものであると考えられています。それまでのイングランドの裁判が、こん棒で殴りあう決闘や、火とか水による神判などでしたから、

事件を見聞きした近隣の者による裁判は、外來であったとはいえ好評であったと考えられています。そして、徐々に、jurorたちが証人的性格を失い、評決のみを果たすようになったのです。

ただ、裁判というものは、神ならぬ人が人を裁くわけですから、ある種の神的因素が不可欠です。陪審裁判も神に誓った一団の人々が全員一致で評決することにおいて、従来の決闘裁判や神判の有していた神性を継承していると私は考えています。

### 陪審制度の導入

日本の陪審裁判は、大正デモクラシーという時代思潮のなかで、1923（大正12）年の陪審法の公布によって導入されました。もつとも、英米の陪審制とは似て非なるものでした。そもそも陪審という言葉は、裁判官の審理に「たちあう」というニュアンスです。事実の認定においては陪審員の評決が絶対であり、裁判官をも拘束するという英米流の発想とは、基本的に異なるものでした。それをもつとも端的に示すのが陪審の更新という制度です。裁判官が陪審員の答申を不当とみなせば、何度も陪審の評議をやり直させることができたのです。また、陪審員は、有罪か無罪かを決するのではなく、裁判官の発する事実についての問いか「然り」または「然らず」という形で答申することしかできませんでした。評決も全員一致ではなく、多数決でした。

さて、裁判の神性という耳慣れないことをお話ししましたが、当時の日本の裁判の神的因素は、天皇の神聖に由来しました。「畏くも天皇の御名において行われる、神聖の裁判に列し、こうした重大の義務を果たすことは、丁度、国民として兵役に就くのが、大なる名誉であり義務であると同様な次第であります」（『陪審手引』）というところにもよくあらわれています。裁判所の建物は全国どこでも、菊の紋章が掲げられていました。メモリアル・アカデミウムに飾ってある新旧の序

舎の写真をよく見比べてみてください。

ともあれ、裁判に一般国民が参加するというのは、お白洲の記憶も残っていた当時としてはやはり画期的な出来事でした。新しい裁判の方法を宣伝するために5年間の準備期間がもうけられ、各地で模擬裁判、宣伝映画の上映会、講演会などが盛んに行われました。横浜では、弁護士たちが賑町（現・伊勢佐木町）の喜楽座において当時の人気女優五月信子の一座と陪審宣伝劇「奈津子の母」という芝居を熱演しています。

ちなみに、時期は前後しますが、1926（大正15）年に横浜弁護士会は、「陪審法廷構成席次ニ関スル建議」として、現在のように裁判官の席だけを高くし、その下に弁護士と検察官の席が同じ高さになるように求めた建議を司法大臣に提出しています。これは実現しませんでしたが、判検事、書記というお役人がひな壇の上に居並び、弁護人、陪審員を見下ろすというのでは、司法の民主化として導入される陪審裁判にはふさわしくないことを見抜いていたものといえるでしょう。

そしてついに1928（昭和3年）10月1日に陪審法が施行されます。同日付東京朝日新聞（以下朝日）は、「この陪審制度は…従来の官僚專制の裁判制度を革新し国民をして司法に参与せしめ民意を裁判に反映せしむるもので、既に国民の参与によって運用せられている立法行政の両権と相まってはじめて憲法の完備を見ることが出来たのである」と報じています。また、翌日の横浜貿易新報（以下貿易新報）によれば、横浜地裁には「一千五百余名が參觀し裁判所始まって以来の大雜踏」であったとのことです。

### 初期の陪審裁判

横浜最初の陪審公判は同年12月14日に開廷しました。結婚するという約束を交わしながら、心変わりをしてしまった恋人を男性が刺殺したという事件で、横山所長を裁判長に、清水、津田両判事が陪席、そして、古山次席

検事、安斎弁護士という顔ぶれでした。ところが、「もろ肌を抜いて／被告の狂態／発作的に発狂したか／公判は中止」(12月15日付貿易新報)という具合で、結局、普通の公判に移行し、陪審員の評議、答申にはいたっておりません。

初めて陪審員の答申がでた事件は、翌1929年3月の田浦の殺人未遂事件です。同じように男女の別れ話に関わる事件で、男性が復縁をせまり前妻とその母親を日本剃刀で切りつけたというもので、殺意については「然らず」、傷害については「然り」の答申があり、後日、傷害罪で懲役3年となりました。陪審員は量刑はしませんから、ほとんどの場合、答申の直後に求刑があつて、数日後に判決が言渡されています。

次の事件は、翌4月、男性が妻と2人の子供を殺したとされる鶴見の事件ですが、一家心中において妻の自殺を帮助したのか、遊郭の娼妓と一緒にになるため妻子を殺害したかが問題となりました。殺人について「然り」の答申がでて、被告人は無期懲役になっています。

陪審員の資格は直接国税3円以上を納めている30歳以上の男性で、よく旦那衆の裁判であったともいわれてきましたが、この事件では陪審員の顔ぶれは親しみを込めて「酒屋さん、下駄屋さん、料理屋さんなど」(4月16日付貿易新報)と報じられています。ちなみに、この事件の陪審員の平均年齢を計算してみましたが、44.5歳でした。

## 犯罪と地方色

当時の日本は、今よりもずっと地方の特色が残っていました。1929年、長崎地方裁判所長の永富定平氏は「犯罪と地方色／陪審と朝野法曹」(法律新聞3052号)において、赴任地ごとに犯罪の特色があると述べています。彼の前任地の千葉では殺伐とした陪審事件が多かったとのことで、尊属殺を例として挙げていますが、この点は栃木などにも当て

はまるかもしれません。それと比べれば、同じ関東でも横浜の事件は、殺伐というよりは、色恋沙汰に絡んだ犯罪が目立っているようにも思います。

さて、同年の5月には中区の放火事件が陪審にかかりました。これも、カフェーの女給に熱中した男性が保険金目当てに自宅に放火したとされた事件でした。当時は、不況から保険金や見舞金目当てに自宅に放火することが社会問題となっていました。ただ、保険金を詐取するために自分の家を燃やすというのはなんとも退廃的で、すさんだ話ではあります。ひとつ間違えると、放火の被害者を犯罪者に仕立てあげてしまうおそれもあるという点には注意しなければなりません。5月25日付横浜毎朝新報(以下毎朝新報)も「陪審裁判に現われる自白強要の忌まわしい声／目下開廷中の放火陪審でも一問題／隣室から呻る声がした」と報じています。「陪審員から交々質問をあびせ流石の刑事も一寸面喰い」と陪審員は素人離れした質問を次々繰りだしましたが、結局「然り」の答申をだし、被告人は懲役5年となりました。陪審員が質問できるのは日本の制度のユニークな点でした。

放火は、物証もほとんど残らず、否認事件となることが多く、全国の陪審事件の484件のうち実に214件が放火事件でした。横浜では、統計上は36件の陪審事件があったとされますが、今回内容が確認できた35件のうち放火事件は、20件にのぼり、放火事件の多さも神奈川・横浜の特色といえるかもしれません。

翌6月にも、放火事件が陪審にかかりました。「八百屋お七も恋のため放火したと永井検事の弁論」(6月20日付毎朝新報)などと報じられたように、義兄との不義の恋に絡む事件ともされたのですが、警察官による自白の強要があったことを女性が涙ながらに証言するなどもあり、女性の放火についても、義兄の放火教唆についても、陪審員はいずれも「然らず」と答申し、裁判官も無罪としました。これが横浜の陪審では初の無罪判決です。

翌日の毎朝新報は「民衆裁判で小田原署の面目丸潰れ／かくて実をあげた我等の民衆裁判」と報じ、貿易新報は「無罪の判決に満廷皆泣く／判決刹那の劇的シーン／検事、弁護士の小競合」の見出しで「皆んな涙の袖をおおい劇的シーンを演出し、並んでいたある者が手を打ったとかで後から廷丁さんに叱られていたのは最近に珍しい裁判であった」と法廷の光景を伝えています。

翌7月には、横浜初の請求陪審事件がありました。妻が愛人をつくれた夫に嫉妬して放火したとされたのですが、警察官から六法全書や刑法の本をみせられ、「意思なき行為はこれを罰せず」などといわれ、自白に追い込まれたと被告人は訴えていました。清水裁判長は「主問 被告人××××は他人の家を焼く意思なく自宅の物置のみを焼く意思で放火したものなりや。補問 物置小屋のみでなく他人の家を焼く意思で放火したものなりや」という問書を陪審員に発しましたが、評議中弁護人たちは、この問書が「極めて紛らわしきものであると裁判長室に押掛け押問答」(7月5日付毎朝新報)となりました。結局、いずれの問い合わせにも「然らず」との答申がでて、被告人は無罪となりました。女性は、芸妓屋の女将でしたが、仕事柄警察に睨まれていたのかもしれません。

### 噴き出した陪審批判

実は、2件とも小田原警察署管内の事件であったのですが、6月の事件の後では、「署長自ら取調べるか」(6月21日付東京日日新聞(以下日日)横浜横須賀版)の見出しで、陪審事件に備えて、重大事件には署長自らが聴取書の作成にあたることを検討しているなどという談話が発表されていましたが、7月にも無罪判決が続くと、「陪審員の資格が先ず問題だ」(7月5日付日日神奈川版)と、小田原警察署の署長が「兎に角今後の放火事件捜査上大支障を来たす事明らかで、刑事等も手を付けぬかも知れぬ。また社会では、放

火は罪にならぬものと考え、放火横行の時代が来はせぬか。陪審法の欠陥は数あろうが、陪審員の資格がまず問題になろう」と陪審制度を公然と批判するにいたります。

奇妙なことに、月1回というおそらく計画的ペースで行われていた陪審裁判も、無罪判決が連続するとぴたりと止み、陪審裁判は翌1930(昭和5)年5月まで約1年間途切れてしまいます。陪審員による「然らず」の答申が採択され無罪になったことは、警察・検察に相当の波紋を投げかけたものと思われます。

### 全国における陪審裁判の失速

さて、陪審裁判は、開廷されるたびに全国各地で傍聴券はまたたく間になくなり、国民の関心も大いに高かったのですが、なぜかたちまち失速することになります。1929年は全国で144件あった陪審裁判が、翌年には71件と半減します。戦争の影響などで、陪審が徐々に衰退したかのようにいわれてきましたが、軍靴の音が響くのはもっと後のことです、スタートと同時に、人為的なブレーキがかかったようにも思われます。

1930年6月28日付の法律新聞は「大きな期待も外れ不人気な陪審制度」という記事のなかで「当局も奇異な現象として調査している」と報じていますが、同年9月29日付の朝日は、司法当局の談として、「陪審審理がなぜ振るわないか、それは事実の審理について上訴が出来ないという原則が一部の原因にもなっているが、大多数はこうした理屈からではなく感情から来る原因である、公判準備の時に裁判長が陪審裁判にするかどうかたづねると、多くの被告は『陪審員には百姓になりますか? それでは百姓裁判ですね』といって単純に陪審裁判を辞退する者が多い…陪審の不振は残念ではあるが、一面従来の日本の裁判が民衆から見離される程威信のないものでは決してなかつたということを明白に裏書きしたものであるともいえる」と伝えてい

ます。政治主導で始まった陪審裁判に対する司法省の消極的な態度がよくあらわれています。日本人の国民性が同輩による裁判を嫌い、お上による裁判を望んだということがよくいわれますが、この説の発信源が裁判の威信を重んじる当局自身であったというわけです。いずれにせよ、陪審法の施行からたった1年で、全国では陪審辞退が常態化していくことになります。

### 日本一の陪審法廷

さて、話を横浜に戻しましょう。実は、当時の裁判所の建物は、関東大震災の後ということで仮庁舎でしたが、1929年12月に新庁舎がお披露目となりました。12月22日付の日日横浜横須賀版は、「日本一の陪審法廷／いかめしい法域に／華やかけきいぶき／カフェ一張りの食堂、桃山式の控室／モダン裁判所、新感覚」の見出しで、「一階の公衆控え室は丁度停車場の待合室といった感じの民衆的でカーフェー式の食堂までついている。二階の陪審法廷は日本一とほこるだけあって莊厳を極め、判検事、陪審員、傍聴人の入口は何れも別々で、二重廊下の設備がある。これは日本で最初の新様式。陪審員控え室は数奇をこらした桃山式の日本間十二畳敷、これも裁判所では初めての試み。四階大ホールも劇場風。拘置場も鉄筋キルク張りのぜい沢なもの。総体に明るさをとり入れたのは、裁判の民衆化を表徴したものだ」と詳細に報じています。同日の貿易新報によれば、さらに「屋上庭園も広いから十分スポーツマンを喜ばし得る」とのことです。桐蔭学園に移築されたのは、この建物の陪審法廷部分です。戦前に作られた70以上の陪審法廷のうちで、今なお保存されているのは、京都とここだけですが、日本一とうたわれた法廷が残ったのは、まことにありがたいかぎりです。

ところが、この日本一の法廷が使われていないわけです。1930年の5月には、横須賀の事件でしたが、放火について2人の被告人

に「然り」の答申で、それぞれ懲役7年と5年の判決があり、そこでも「天井のガラス窓から明るい光が流れ込んで重苦しい気分が少しもない」(5月6日付日日神奈川東日版)と法廷自慢がなされていましたが、このたった1件だけでした。

9月28日付日日神奈川東日版は「敬遠された民衆裁判／陪審辞退が流行／新法施かれて三周年／日本一の法廷無聊をかこつ」との見出しで「東洋一の陪審法廷も閉ざされたまで裁判所も拍子抜け」と報じながら、辞退の理由を、陪審が一審制度であることと、被告人が素人陪審員の答申を危ぶんでいるのが原因であろうと分析しています。もっとも、無罪率が普通の公判よりも高く、有罪となる場合でも、殺人未遂が傷害になったりといわゆる「認定落ち」がしばしばあって、被告人には有利であったはずです。被告人・弁護人側が敬遠するようには思えません。

### 陪審法の権威登場

さて、当時の横浜地方裁判所の所長は、宇野要三郎氏でした。1929年10月15日付の毎朝新報は、「明るい裁判／民衆の裁判所／この方針で進みたい／宇野新裁判長着任す」との見出しで彼の着任を報じていました。この人は、弓道の達人で、第1回陪審法視察員として欧米に派遣され、陪審模擬裁判も行なったエリート(前大審院判事)でしたが、「私のことを陪審法の権威だなんて大分持ち上げられたが…実際には未だ一度もやったことがないのです」と控えめに語っています。実は、陪審の上告審はいくつか担当しており、着任の前には、1929年4月の横浜の陪審裁判の上告審を担当していました。

1930年10月1日の司法記念日(現・法の日)には、実際に興味深い声明を発表しています。彼は「英國などにおいて裁判所を呼ぶに正義の殿堂とまで申して居るのであります。我国に於いても裁判所は正義の神を祭り公平の鏡を奉じて正邪曲直を照破する殿堂たるに変わ

りがない」のであって、「寧ろ我等の裁判所という親しみの心をもって挙ってこの殿堂の神聖を保持すること」を心がけるよう「お願いを致したい」(10月1日付各紙)と民衆に語りかけたのです。裁判の神聖は天皇にのみ由来するはずですから、あと5年遅ければ、正義の神とは何事かと問題になったことでしょう。鏡も八咫鏡でなく公平の鏡というのですから、図像学的にも興味が惹かれます。

また、この日には新庁舎において、判検事のみならず弁護士、代書人等の司法関係者、総勢350名によって盛大に祝賀会が催されています。永富氏は陪審の成功と朝野法曹の協調との関連についても述べていましたが、横浜もこの時点では協調的な雰囲気があったものと思われます。かくして、横浜の陪審は仕切り直しをすることになります。

早速11月には、強盗か窃盗かをめぐる事件があり、強盗傷人、強盗ともに「然らず」、窃盗につき「然り」の答申がでて、被告人は裁判長となった宇野所長から「諄々と戒められた上善心に帰れと諭され」(11月18日付貿易新報)ています。12月には、元妻の同棲相手を嫉妬のあまり刺殺した男性に、殺人につき「然り」の答申がでた事件があり、また同月には自動車強盗につき、強盗殺人未遂、強盗ともに「然らず」、暴行につき「然り」の答申がでた事件がありました。翌1931(昭和6)年2月は、川崎遊郭の無理心中事件で、娼妓と心中しようとしたとされる男性が、殺人未遂につき「然り」と答申されています。自動車強盗と無理心中事件は、いずれも宇野所長が裁判長でした。

ところが、またしても7月まで、横浜では陪審裁判の途切れた期間があります。この間に、裁判所でなにがあったのかはわかりませんが、部長であった津田進判事が「感ずるところがある」として突然退官しています。津田判事は検事の経歴が長く、横浜では検事局の仕事にも携わっていた人ですが、ひょっとすると宇野所長との間に意見の相違があったのかもしれません。これはまったくの推測で

戦後における宇野氏の評価はいろいろですが、横浜において裁判所の民衆化に心を碎いたという点は、再評価してもよいように思われます。

## 陪審裁判の最盛期

ともあれ、この年の7月から翌年6月までの1年は、横浜地裁にとって、陪審公判のピークであり、13件の陪審裁判が開かれています。月1回以上という空前のペースは、判検事のみならず書記や弁護人にも負担を強いるので、やはり裁判所の強いイニシアティブがなければ実現できない数字であるように思われます。全国の陪審裁判が尻すぼみになるなかで、この時期の横浜の活況ぶりは特筆にあたいします。

まず7月に放火で無罪の事件があり、8月には、殺人が傷害致死かが問題となった事件が、傷害致死につき「然り」で懲役5年となっています。9月にも放火で無罪の事件がありました。

9月には、もう1件注目すべき事件がありました。ハマで有名な不良青年として知られた男性が、A, B, Cという3人の男に殴られ死亡した事件でした。Cは傷害罪として普通の公判にかけられましたが、AとBは殺人について陪審公判にかけられたところ、殺人も傷害致死も「然らず」との答申がでました。これに対して、清水裁判長は、Bについては答申をうけて無罪としましたが、主犯格とみなしたAについては答申不採択とし、陪審を更新することにしたのです。これが横浜では初の更新事件でした。

後にこの事件の陪席であった山本長次氏は、おそらくこの事件の経験談として、「殺人事件で、かなり力を入れて殺意があったとうけれどれるような説明をしたが、陪審の答申が『然らず』となった事例があった。裁判長は法廷のあとで、かなりがっかりしていた。しかし、更新はしなかった。陪審の判断を

尊重しようという傾向があったように思う」（「戦前の陪審裁判の経験から」）と回想していますが、実際には二人のうちの一人は更新されています。60年たった後の証言ですから、10月の再陪審の記憶と一緒にになっていふのかもしれません。

### 安斎弁護士起つ

1931年10月17日付の日日神奈川東日本版は「×××殺し／再陪審に／特に安斎弁護士起つ」との見出で、「これまで全国で行われた再陪審は四件あるが、何れも初審の無罪が覆され有罪となった事例から、再陪審の場合は悉く初審と反対の結果を招くものと思われ更新された陪審は予断を持つようになる懸念があるというので、今度こそこれまでの先例を破ってこの懸念を一掃させなくてはというので、横浜弁護士界で刑事弁護で有名な安斎弁護士が特に当日の弁護のために起つことになった」と報じています。

さて、この安斎林八郎氏ですが、幻となつた初回の陪審公判で弁護人となったことからわかるように、刑事弁護の第一人者でした。また、英吉利法律学校（現・中央大学）出身の英法派らしくというべきでしょうか、陪審の理論にも通じ、貿易新報（1929年8月8日、15日）と法律新聞（3004号）に「陪審裁判に就いて」という論文を発表しています。「陪審以来自白の信用は地に墮ちた、この奇異なる現象こそ、實に陪審裁判が、先ず現下の司法警察に対して打鳴らした巨鐘の響きである」という言葉は有名ですが、特に、陪審の更新には強く反対し、「陪審の更新は、裁判所の予断の公表である。裁判の神聖を保つ所以は、事件に対する予断なく、一点の私なき判断であるからだ。即ち裁判は實に神の裁きの如く公平でなければならない、陪審員に対する裁判長の暗示は不当である」と述べていました。

ところで、私は彼について何か情報は得られないものかと思い、インターネットで検索

をしてみましたが、安斎氏にふれているホームページは、女子聖学院高校のディベート部の人たちが作った資料だけでした。大変意外でしたが、高校生も陪審裁判に興味があるはずだという気持ちを新たにすることができました。ちなみに、女子学生といえば、当時の陪審裁判には、女学校の生徒が集団で傍聴に来たという記事が散見されます。横浜でも県立第一高女（現・県立横浜平沼高校）や女子専修（現・市立港高校）という名門校の生徒たちについての記事があります。また、これは千葉地裁での出来事ですが、実際の陪審員が評議しているあいだに、女学校の生徒たちが自分たちの答申を裁判長に提出するということまであったそうです。いまではちょっと考えられません。しかも婦人参政権のなかった時代です。陪審は「民主主義の学校」としての役割をしっかりはたしていたのです。

### 続く陪審裁判

話が脱線しました。再陪審の話に戻しましょう。「不良殺し事件」の再陪審は、10月に陪審員を入れ替えて行なわれましたが、再度、殺人も傷害致死も「然らず」となりました。更新されたにもかかわらず「然らず」の答申がでたのは全国でも初めてのことでした。裁判所はこれをさらに更新することもできたのではありますが、今度は答申が採用され無罪となりました。裁判長は、いずれも清水判事でしたから、なぜ2度目は「然らず」の採択をのんだのか、理論的にはまったく説明できません。裁判所の体面も大いに傷ついたと思われますが、まさか2度目も「然らず」がでようとは予想だにしなかったのでしょうか。ちなみに、AB両名は、後に死体遺棄罪に問われて、実刑判決がくだされています。

10月には、母親が嬰児を殺した事件で、同情した検事が無罪の論告を行ない、結局無罪になったといふめずらしい事件が1件あり、翌11月には放火でも無罪がありました。同じ11月には、「不良殺し事件」以上に新聞

で盛んに報道された事件がありました。妻が夫を殺害したとされるのですが、猟奇的な事件で「グロの殺人事件」として注目のまととなりました。これはほとんどまったく証拠のない事件でしたが、被告人の男性遍歴のみが盛んに攻撃されるなか、殺人につき「然り」との答申があり、結局、無期懲役という重い判決を受けています。

年が明けて1932（昭和7）年の1月と2月（答申に関する記事は未確認）には、放火で無罪の判決が続いたものと思われます。同年の1月28日付の日日神奈川東日版に、「陪審員認識不足」として、被告人の精神鑑定をもとめた陪審員を批判する記事があるのは、興味深いものがあります。陪審員に対して、マスコミがやや冷ややかになってきたといえるかもしれません。話が前後しますが、前年の11月30日付の貿易新報では「陪審の『然らず』で刑事連気乗せず」と放火事件を無罪にしてしまう陪審制度に対する批判をにじませていたところでした。この事件は、珍しく弁護人は3人で、自白が警察官の拷問によるものであったと強く主張されていました。

1932年の3月には、夫が内縁の妻と義兄を切りつけたという事件がありましたが、殺意の有無につき義兄については「然り」、妻については「然らず」の答申がでて、懲役2年となっています。5月には放火で懲役5年の判決がでますが、「放火陪審が『然り』の答申を得たことは珍しいことで、昨年本年を通じて最初である」（5月19日付貿易新報）と報じられました。6月には金の無心を拒んだ伯母を絞殺したとされる事件が、殺人につき「然らず」、傷害致死につき「然り」で懲役6年となっています。

所長の交代などもあってか、またも陪審公判のない空白期間がありました、翌1933（昭和8）年の1月には、自動車強盗について、強盗傷人につき「然り」とされた事件、また3月には不倫をした妻を夫がなたで切りつけ、「殺人未遂『然らず』／傷害『然り』／陪審公判即決の判決／恩典に嬉し泣き（被

告釈放）」（3月11日付貿易新報）と報じられた事件がありました。これは執行猶予がついたので、釈放されています。

同年の7月には放火事件が陪審にかかり有罪となりました。娼妓と馴染みを重ね金につまつたバーテンが、火事場泥棒を企てたとのことでした。実は、ここからは、横浜最後の陪審事件まで、横浜の陪審裁判は、放火事件一色となります。9月にも、放火で有罪となった事件が2件続きました。9月18日付の日日神奈川東日版は、小さな記事ですが、懲役5年の判決言い渡しを報じながら、「××は、『無実の罪ですが仕方ありません』と述べ悄然と退廷した」とあえて被告人の様子を伝えています。1929年に2件の放火事件が無罪となった後に休止状態に陥った陪審裁判でしたが、今度は、2件の有罪判決の後に約1年間休眠することになります。

### 検察の硬化

1934（昭和9）年の7月、久しぶりの陪審公判が開かれました。足柄上郡に住む古稀を過ぎた男性が生活に窮し、保険金欲しさに自宅に放火したとされた事件ですが、これについては当時司法官試補であった森文治氏の証言が残っています。

「●田崎さんがやられたのが有罪になったというのは、何か覚えておられますか。

森 これは何か嫌らしい事件でして…本人にはわからないですよ、陪審がいいのか、陪審でなくて、普通の裁判をやつたらいいのか…それを、弁護士が執拗に陪審を被告人に勧めて、陪審事件を弁護人主導で始まったというようなことを、刑務所での弁護人と本人との面接のときの記録…それが法廷に出てきて、もう嫌な感じでね。…

●それにやはり陪審員は影響されたんでしょうか。

森 じゃないでしょうかね。僕にはそんな記憶が残っているんですね。そういう因縁をつけるというか…

●検察官ですね。

森　ええ。検察官が。…それで有罪になつて、弁護士が落胆しているような感じを、僕らは司法官試補で法廷の裁判官の後ろから。横浜の陪審法廷を知っていますか。

●大きい法廷ですね。知っております。

森　随分長いこと陪審法廷のままで残っていたでしょう…戦後帰ってきて懐かしい気持ちでの陪審法廷をみたな…」(『陪審裁判—旧陪審の証言と今後の課題』なお、同書では昭和10年とあるが、昭和9年の誤りであろう。)

この証言は、新聞の報道からも裏付けられます。7月19日付の日日神奈川東日版は、「鷲山検事は被告に対し『十六日田崎弁護士が接見に来て火をつけたといえば有罪になるがつけないといえば無罪になるといったかどうか』

被告『そんなことをいいました』

検事『さらに五月十八日田崎弁護士の書生が接見に来て形勢が不利だから陪審にするよう手続をせよといったか』

被告『ヘイ』

検事『これは弁護士の越権行為で懲戒ものだ』

と否認の教唆を断じ、接見簿を裁判長に提出する、田崎弁護士は憤然として被告に『陪審員の決定で有罪か無罪になるといったぢやないか』

被告『その通りです』

と曖昧に答え田崎弁護士も証拠として接見簿を裁判長に提出反駁する等法廷戦術は相当深刻である」と報じています。

そもそも陪審の申請は、被告人の権利であつて、制度上は原則であったにもかかわらず、懲戒をちらつかせるなど、検事が陪審制度に露骨に敵対する様子がうかがわれます。この事件は、放火につき「然り」の答申がでて、懲役4年となりました。

## 松田集団放火事件

さて、検事のこの態度は、いったいどうしたことでしょうか。これには、時期を同じくした集団放火事件が影響しているように思われます。この事件は、松田署管内で数年来不審火が頻発していたところ、これが保険金詐欺をもくろんだ住民の集団放火であるとされたものです。大規模な検挙は翌年からですが、すでに検挙は始まっており、この裁判でも逮捕されていた松田の保険外交員が証人として出廷させられています。集団放火事件は、183名が逮捕・起訴され、勾留中の死者を多数だしたもの、結局、2名が有罪となっただけで、ほとんどが刑事・検事・予審判事の描いた妄想であったことが後に明らかになったという、悲惨な事件です。この事件の被告人ほぼ全員が免訴または無罪となるのはまださきのことでの、この段階では、検察官は、陪審裁判は放火魔を野に放つものと、これに激しい敵意を燃やしていたはずです。

ちなみに、1934年には、9月にいわゆる「第1の横浜事件」として知られる神奈川県市疑獄もありました。ここでも酷い拷問が繰り返され、多数の死者がでています。やがて拷問神奈川という呼び名が天下に鳴り響くことになります。みなさんは拷問というのは戦前では日常茶飯事だったなどと思うかもしれません、試しに拷問〇〇と都道府県名をいれてインターネットで検索してもヒットするのは「拷問神奈川」だけです。たしかに、横浜に配属されたエリート検事が首都圏の治安を「不穏な」勢力から守ろうと、警察官を煽ったという側面もありますが、十種以上の卑劣な責め方に習熟していた神奈川の警察官は、まったく残酷冷酷としかいいようがありません。

ともあれ、集団放火事件は個々の事件にも、陪審制度全体にも影響を与えました。まず、集団放火事件がフレームアップされるなかで、7月の陪審公判で有罪とされた事件を放火団が自白すると、先の男性は直ちに釈放されることになりました。もっとも、後にこれが拷問によって強要された自白であったこ

とがわかり、結局男性は刑務所に舞い戻ることになります。

### 差し戻された陪審裁判

さて、この年には11月にも陪審事件が1件ありました、「裁判長の主觀が祟って陪審やり直し」(11月13日付日日神奈川東日本版)との見出しで報道されたように、これは1933年9月の放火事件における植崎裁判長の説示が不公平であったとして、大審院から差し戻しされたという極めて稀な事件(判例集不登載)ですから、判検事が積極的に陪審事件として公判を開いたわけではありません。

もっとも、さすがにこの差戻審では、検事局も裁判所も大変な熱の入れようであったようです。新たに担当となった市原検事は、それまでの公訴事実の陳述が予審決定書をただ棒読みするだけで、陪審員には不親切でわざりにくかった点を改めて、「断然碎けた説明口調で行い新機軸」を打ち出していますし、裁判長も、説示が実に巧みであったことで知られる小泉判事に代わっています。そして、公判3日目、その小泉裁判長の「二時間にわたる微細な点にわたる説明あって」、夜8時25分、陪審員は放火について再び「然り」と答申をだしました。

小泉裁判長は、7月の事件も担当していますから、どちらの事件の記憶かはわかりませんが、「評議が遅くなつて夜の九時頃になり、どんな答申が出るか判らないので、待っている裁判官のほうが被告人みたいな感じがした。評議の内容はもちろん判らなかつたが、日本人は物事を協議して決めるということになれてないので、大きな声をする者の意見に迎合するのではないかと思われた」(『我が国における陪審裁判の研究』)と後に述懐されています。

ちなみに、この公判の2日目には溝州国の司法視察団が傍聴に訪れています。視察団は「日本に陪審制度が布かれながらその裁判が

少ないのは不思議に思われるが、これは普通の制度が完備し民衆から信頼されているためでしょう。この意味では陪審制度は無用のように思われるが、今日その裁判を見ると裁判長も陪審員も熱心で官民一致、融和の裁判をしているのがこの点でまた意義があると教えられました」(11月15日付日日神奈川東日本版)とコメントしています、傀儡国家の視察団(もちろん日本人も含まれる)が日本の司法省を無視して談話を発表できるはずもありませんから、これが当時の司法省の見解とみるのも、あながちうがちすぎでもないよう思います。

### 陪審制度のうれしさ

1935(昭和10)年の9月には約1年ぶりに陪審公判が開かれました。またしても保険金目当ての放火事件ということでした。勾留中にもかかわらず「被告は紋付、袴の盛装で出廷」(9月4日付日日神奈川東日本版)とあります。ノーネクタイにサンダル履き、なぜか靴下は履いている現在の被告人の情けない姿とは随分趣きが異なります。「自分は第六感で被告を犯人と認め、捜査の結果遂に自白させた」という取調べ警官の証言もありましたが、結局、陪審員は深夜零時をこえる評議のすえ、放火の事実につき「然らず」と答申しました。ところが、中島裁判長は「本件は陪審員から然らずの答申を受けたが、この答申を不当と認め他の陪審をして再び答申せしむ」と宣言していました。

この事件の再陪審は、11月に行われましたが、再度「然らず」の答申がでて、裁判長もついに答申を採択し、無罪とせざるをえませんでした。11月30日付の日日神奈川東日本版は「有難や『大衆閃与』の裁きに蘇る／陪審『然らず』の恵み／太陽の下に微笑む／鉄窓一年の苦悩解脱／『やり直し』遂に無罪釈放へ」との見出しあると「それにも増して陪審制度のうれしさ、普通裁判なら到底無罪になるべしと見えぬこの事件を大衆閃与のこの

さばきが大岡さばき的に、なぞを解決して一個人の人格を晴天白日の身としているが、折角の陪審員の答申を一度は無にして再度目にこれを容れて司法当局の処置は世間から種々批判のまととなっている」と果敢にも裁判所批判を展開しています。

横浜地方裁判所検事局は、「国民に法律知識を一層普及して陪審に対する一段の理解を高め、検事の同感できる裁判のできる日を待つよりほかあるまい」と無念さをにじませています。一方、高山・大田両弁護士は、「私達は最初から無罪を確信し、この事件が有罪になるなら一生陪審は手がけまいと決心して臨みました」と悲壯なまでの決意を振り返っていますが、この時代に陪審裁判で弁護人になること自体の難しさが伝わってきます。

### 陪審辞退の勧め

陪審制度のうれしさを語ったばかりの新聞も集団放火事件の検挙が本格化すると陪審制度に対する批判に転じます。1935年12月24日付の日日神奈川東日版は「放火団の裁判には陪審員の缶詰一年以上／この欠陥をどうして呉れる？急ぎ改正の叫び揚る」との見出しで「集団放火には陪審員を一年余も缶詰にして行わねばならず…前例としては東京で…朝鮮人の放火団を公判に付したことがあるがこの時はいずれも陪審を辞退したので問題は起らなかったが今次の被告は予め陪審裁判に付されるものを予想し巧みな陳述を行っているので当然陪審裁判となると見なければならない…当局では…司法当局に法定陪審制度の改正の要望をなすことになった模様で、具体案作成を急ぎ来議会に提出になるよう猛運動を開始せんとしている」と報じていますし、翌1936（昭和11）年1月19日付の日日神奈川東日版では、「放火団四次検挙に『陪審無罪』の女／いよいよ再検討の要」として、1929年7月に請求陪審で無罪となっていた小田原の女将が逮捕されたことを理由に「陪審制度に対する再検討の声が俄然社会の注目をひく

に至った」と陪審制度に疑問を投げかけています。

このような声が本当に社会の声であったかはともかく、横浜の検事局にはそのような空気がみなぎっていたものと思われます。戦前は、検察官が裁判官よりも優位に立っていた時代であり、裁判官も検事局の意向には配慮せざるをえなかつたものと推察されます。

この時期の横浜地裁の様子について、渡辺一男元裁判官は「横浜で司法官試補をして…刑事部で傍聴しておりましたが、それはもう法定陪審事件は全部そうです。裁判長が辞退させることばかり考えている、公判準備でね。…辞退を勧めることに一生懸命でした。みんなそうでした。…横浜地裁の裁判長なんかは、言葉を選ばずに辞退させました。遮二無二辞退させるといったような。…『でも陪審という方でやっていただきましょうか』なんて言った人がありましたね。そういうことを言うと、一生懸命裁判長が説得して、やっと陪審を辞めさせて。」（『陪審裁判—旧陪審の証言と今後の課題』）と証言されていますが、陪審公判が1年に1件というようなペースの背景にはそういう裁判官の涙ぐましい説得工作があったわけです。ここまでくると、その1件というのは、よほど被告人が頑迷固陋であったということになりますが、ひょっとすると、裁判所も、予算もあるのだから1年に1件ぐらいはやっておこうかという感じだったのでなかろうかと勘ぐりたくもなります。

### またも更新事件

そのようなものであったかどうかはわかりませんが、1936年には、3月に1件だけ陪審公判がありました。兄から借りた300円を返すために、保険金目当てで自宅に放火したとされた事件でした。橋本裁判長は、「被告が初日以来尋問の要点にくると答えができませんと頑張るのは証人等のいうごとく頭が悪いのか、口を滑らすと耐らないと思って控えるのか判断を乞う」（3月28日付日日神奈川東

日版)と有罪をほのめかす説示をしましたが、陪審員は、放火の事実につき「然らず」と答申をだしました。裁判長はこれを不採択とし、これまた更新事件となりました。

弁護人の一人は、あの安斎弁護士でしたが、「放火事件がおこると警察ではすぐ保険関係と借金の状態を調べ犯人と断定してしまうことからおこる間違いであってこれが無罪となるのは当たり前のことである」(同日付貿易新報)、「一体裁判所当局は事件を職業的にのみ考えすぎる傾向がある、これを是正するのは陪審員の国民的考え方であって陪審裁判は一種の裁判所教育ともいえる。裁判所が職業的に考えて答申を不採択としたが、陪審員を何回変えても国民的判断は変わらまいから絶対被告の無罪を信ずる」(同日付日日神奈川東日版)と談話を発表しています。これに対して検事局は「頗る不満の態度で『公民教育が急務だ』と多くを語らぬ」(同日付神奈川読売)態度でしたが、ここで裁判所教育とまでいいきった安斎氏にはまったくもって敬服いたします。

ところが、この事件の顛末は今回の調査では明らかにできませんでした。渡辺一男氏は「春の寒い頃だったと思います。…『然らず』の答申が出まして、再陪審の評議に付してもう一度やりました」と再陪審になったと証言しています。渡辺氏は、1回目の直後に行われたという2回目の公判を「見ました」と断言していますが、結果については「全然記憶に残っておりません」といっています。季節からいって、前年の事件と混同しているとは思えません。

刑事統計では、1936年の陪審事件は更新が1件と公訴棄却が1件あるのみです。前年の統計が更新1件、無罪1件と記録するところからみて、実際に再陪審でも「然らず」の答申がでて無罪となっていれば、同じように記録されたはずですから、この事件は、再陪審の公判がいったんは開かれたものの、何らかの理由で、公訴が棄却され被告人は釈放されたのではないかと思われます。インタビ

ューをされた方がもう少し下調べをしていれば、記憶を確認できたのではと少し残念に思います。

ちなみに、この裁判は3月でしたが、二・二六事件の起きたこの年の2月には、神奈川では城ヶ島集団放火事件、そして、藤沢、寒川、三浦の選挙違反事件というデッチ上げ事件が次々と起きています。この時期に横浜の陪審裁判が更新事件となったことはなかなか意味深長であるように思われます。今から顧みれば、陪審員たちは、司法警察が常軌を逸していくなかで、ほんのわずかの機会をとらえ、国民的常識をもって巨鐘を打鳴らしたといえなくもないからです。

## 陪審法改正案

陪審制度自体のその後を見届けましょう。松田の集団放火事件が陪審公判にかかるないように、法定陪審の適用範囲を制限する法改正を横浜の検事局が政府に働きかけているということを述べましたが、いよいよこれが法案化され衆議院で審議されることとなりました。横浜弁護士会は、1937(昭和12年)7月17日臨時総会を開き、陪審法改正反対の決議および人権蹂躪を糾弾する決議を行ない、これを近衛首相らに提出するなど、反対の声を上げています(7月18日付各紙)。神奈川選出の代議士で同会会长の平川松太郎氏がその中心となりましたが、この人は、安斎弁護士とともに横浜最初の無罪判決を勝ちとり、その際の検事との小競合が新聞にも報じられた弁護士でした。法案が審議される頃には、集団放火事件が拷問によるデッチ上げ事件であることが明らかになったことも手伝つて、結局改正案は廃案となります。

## 廃れゆく陪審裁判

刑事統計によれば、横浜では1937年にも1件だけ陪審公判が開かれ、男性が放火で有罪になっているようですが、これを報じた記

事は未だ発見しておりません。

盧溝橋事件により日中戦争が全面化すると地方紙は戦死者の遺影で埋めつくされます。これに埋もれてしまったかはともかく、これが横浜最後の陪審裁判でした。翌年には全国の陪審事件の総数は一桁台に落ち込みます。もちろん、これが日中戦争の影響であることは否定できません。

しかし、戦争だけが陪審が廃れていった原因であるとも思えません。また、戦前の日本人は民度が低く、陪審は時期尚早だったという説も有力ですが、全国のことはいざしらず、横浜の更新事件などを見るかぎりでは、陪審員たちは安易に迎合することなく、まさに独立不羈にその義務をまとうし続けました。

むしろ、このことこそが当局の不興を買ったのかもしれません。桐紋付の法服をまとう判検事にしてみれば、しょせん司法への国民参与は手間のかかる恩典にすぎず、「官民一致」とならないのであれば、陪審は無用どころか危険なものすらあったのでしょうか。

被告人に対する陪審辞退への圧力も、民主主義が退行し全体主義が台頭するにつれ、いよいよ高まったものと思われます。そして、これに抗うことはほとんど不可能でした。松田の事件では、無罪を信じる被告人らは陪審公判を粘り強く求めつづけました。拷問の事実を知りながら、自白を覆すなら再度取り調べさせるぞと脅すような予審判事に接して、被告人らの職業裁判官への信頼は失墜していました。どうにか、法改正を葬り去り、一度は陪審公判実現を勝ちとったかにもみえましたが、当局は人手不足を理由に裁判をさらに何年も放置しました。被告人のほぼ全員が無罪と見込まれていたにもかかわらずです。多くの家庭が辛酸をなめるなか、ついに、被告人全員が陪審裁判を辞退して、1939（昭和14）年の暮れに公判が始まりました。翌年には、このいわば残務整理的な公判を行なうために、ようやく横浜の判検事が増員されています。

余談かもしれませんのが、こうした人手が新

たな陪審事件にまわされるというようなことは起こりませんでした。ちなみに、今年ようやく再審が始まると「横浜事件」は、1942（昭和17）年に起きています。そしてついに、陪審制度は、1943（昭和18）年「陪審の停止に関する法律」によって停止してしまいました。

個人的な感想ですが、今回調査をしてみて一番驚いたことは、戦前にこれだけの実績がありながら、しかも、戦後は国民主権が確立されたといいながら、陪審制度が復活しなかったことです。

### むすび

本日は、本学園に移築復元されている陪審法廷で戦前に行われた裁判のお話をしました。わかりやすくお話しできたか少し心配ですが、陪審法廷として創建されながら、実際には、陪審裁判のためにはあまり使われることのなかった法廷の歴史を知り、そこで裁判に関わった人々に思いをめぐらせば、あの法廷に入ったときの厳肅な雰囲気を理解することができるのではないかと思います。

2009年からは、裁判員制度（参審制度）が始まります、ともかく国民の司法参加は再出発することになりますが、昭和の経験を忘れないようにしたいものです。裁判員制度成功のためには市民教育が急務だなどという向きもありますが、さてどうでしょうか。横浜の先人ならば、裁判所教育こそが必要だといったかもしれません。いずれにせよ、若いみなさんにはぜひ関心を持ち続けていただきたいと思います。

（本稿は、2005年秋の桐蔭学園高校文化祭における同名のセミナーのために用意された原稿である。横浜の陪審裁判の実態はあまり知られておらず、このようなものでも多少の価値があると考え公表することにした。なお、新聞記事の引用においては、旧漢字・仮名遣いの一部を改め、句読点を補ったところがあ

る。個人名および差別的表現の一部は、伏字にした。また、今回の調査にあたっては、横浜地方裁判所、横浜弁護士会をはじめ多くの方々の御協力をえた、厚く御礼申し上げる。)

## 参考文献

- 横濱商況新報社『横濱成功名譽鑑』(1910年)  
 浦辺衛「わが国における陪審裁判の研究—経験談による実態調査を中心として」『司法研修所調査叢書』9号(1968年)  
 法曹公論社『法曹百年史』(1969年)  
 横浜弁護士会『横浜弁護士会史 上巻』(1980年)  
 松田町教育委員会『続 まつだの歴史』(1984年)  
 「足柄上郡全町村をまきこんだ集団放火事件」

『西さがみ庶民史録』7号(1984年)

藤村耕造「戦前の陪審裁判の経験から」(横浜弁護士会編『国民の司法参加を考える—陪審・参審—』所収)(1990年)

丸田隆『陪審裁判を考える』(1990年)

東京弁護士会『陪審裁判—旧陪審の証言と今後の課題』(1992年)

最高裁判所事務総局刑事局『我が国で行われた陪審裁判—昭和初期における陪審法の運用について』(1995年)

『日本法曹界人物事典』(1995年)

四宮啓「日本にも陪審制度が存在した」(大日本陪審協会『陪審手引』所収)(1999年)

林謙二「当時の新聞記事に見るわが国の陪審裁判」<<http://homepage2.nifty.com/saitama-jury/hayashi.htm>>

## 横浜で行われた陪審公判

	公判期日	答申までの日数	裁判長	弁護人	公訴罪名	判決罪名 刑期	備考
0	28/12/14		横山	安斎	殺人		普通裁判に
1	29/3/18	1日	横山	澤井	殺人未遂	傷害 懲役3年	
2	29/4/15	3日	横山	松岡	殺人	殺人 無期懲役	
3	29/5/23	3日	清水	松田	放火	放火 懲役3年	
4	29/6/17	4日	清水	安斎, 平川 児玉	放火 放火教唆	無罪	被告人は2名
5	29/7/1	4日	清水	赤尾, 平良 澤田	放火	無罪	請求陪審事件
6	29/?/?	不明	不明	不明	不明	懲役3年以上5年未満	
7	30/5/5	2日	清水	澤田, 吉田	放火	放火 懲役7年	
8	同上	同上	同上	同上	放火教唆	放火教唆 懲役5年	7と同じ公判
9	30/11/17	1日	宇野	久保田	強盗傷人	窃盜 懲役3年	
10	30/12/8	1日	清水	會田	殺人	殺人 懲役6年	
11	30/12/15	1日	宇野	安斎	強盗殺人未遂	暴行 懲役2年6月	
12	31/2/20	2日	宇野	三浦	殺人未遂	殺人未遂 懲役2年	
13	31/7/29	2日	清水	児玉	放火	無罪	
14	31/8/4	1日	宇野	名越, 久保田	殺人	傷害致死 懲役5年	
15	31/9/25	2日	宇野	児玉, 飛鳥田	放火	無罪	
16	31/9/28	2日	清水	小林	殺人	更新	「然らず」を不採択
	同上	同上	同上	同上	殺人	無罪	16と同じ公判
17	31/10/19	1日	宇野	赤尾	殺人	無罪	

18	31/10/23	2日	清水	小林、安斎	殺人	無罪	16の再陪審
19	31/11/11	1日	宇野	田崎	放火	無罪	
20	31/11/16	4日	清水	染谷	殺人	殺人 無期懲役	
21	32/1/25	4日	清水	渡辺、山下 森	放火	無罪	請求陪審事件？
22	32/2/24	3日?	宇野	不明	放火	無罪	
23	32/3/11	2日	不明	不明	殺人未遂	殺人未遂 懲役2年	被告人のひとりに対する 殺人未遂は「然らず」
24	32/5/16	3日	佐藤	大橋、星野 松倉	放火	放火 懲役5年	
25	32/6/23	2日	佐藤	安斎、浅野	殺人	傷害致死 懲役6年	
26	33/1/26	1日	佐藤	小出	強盗傷人	強盗傷人 懲役3年6月	
27	33/3/9	2日	佐藤	三浦	殺人未遂	傷害 懲役8月	
28	33/7/17	3日	楢崎	不明	放火	放火 懲役4年	
29	33/9/12	2日	楢崎	小林	放火	放火 懲役5年	
30	33/9/25	3日	楢崎	安斎	放火	放火 懲役3年6月	
31	34/7/17	2日	小泉	田崎	放火	放火 懲役4年	
32	34/11/13	3日	小泉	小林	放火	放火 懲役5年	29の差戻審
33	35/9/3	3日	中島	高山、大田 福田	放火	更新	「然らず」を不採択
34	35/11/26	3日	中島	高田、大田 福田、安斎	放火	無罪	33の再陪審
35	36/3/24	4日	橋本	安斎	放火	更新	「然らず」を不採択
36	37/?/?	不明	不明	不明	放火	懲役3年以上5 年未満	

## 補足説明

罪名等は、新聞記事からの推測であり、厳密さを欠くものと思われる。公訴罪名と判決罪名が異なる事件は、主問に対する答申が「然らず」となったことを意味する。

1929年については、刑事統計では、有罪は4件となっているが、東京日日新聞（地方版）、横浜貿易新報、横浜毎朝新報を調査したものの、懲役3年以上として数えられている1件は発見できなかった。

1930年については、統計上は、有罪5件（懲役5年以上2名、3年以上2名、3年未満1名）となっているが、4回の陪審公判しか確認できなかった。5月5日開廷の事件では2人の被告人に、それぞれ懲役7年と5年が言い渡されており、これが統計上は2件とされたものと思われる。そうであるとすれば、横浜の陪審事件は、36件とされているが、陪審公判は35回開かれたことになる。

1931年については、統計上、有罪3件（無期1名、懲役5年以上1名、2年以上1名）、無罪5件（6名）、更新1件（1名）となっているが、実際には上記のように公判が行われたものと思われる。

1932年については、統計上は請求陪審で無罪となったとされる1件が特定できなかった。21事件は、金毘羅堂という非現住建造物への放火であり、これが請求陪審である可能性が高い。また、22事件は、答申の予定を報じた26日付貿易新報の記事を最後に、答申結果については未確認であるが、統計上、同年の有罪は3件しかないので、判決にいたっていれば無罪であったはずである。